



鳥取県公報

平成18年 1月13日(金)
第 7 7 5 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|-------------|---|
| 規 則 | 鳥取県立山陰海岸自然科学館管理規則を廃止する規則 (1) (公園自然課) 1 |
| 告 示 | 鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等 (15) (行政経営推進課) 2 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (16) (日野総合事務所県民局) 2 指定居宅サービス事業者の指定 (17) (東部福祉保健局) 3 指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされたもの (18) (〃) 3 結核予防法による医療機関の指定 (19) (米子保健所) 3 土地改良区の定款の変更の認可 (20) (耕地課) 4 国土調査の成果の認証 (21) (〃) 4 保安林の指定施業要件の変更予定 (22) (森林保全課) 4 |
| 調達公告 | 一般競争入札の実施 (管財課) 5 公募型プロポーザル方式による受注者の選定 (障害福祉課) 7 落札者の決定 (教育委員会教育環境課) 10 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 10 |

———公布された規則のあらまし———

鳥取県立山陰海岸自然科学館管理規則の廃止について

1 規則の廃止理由

- (1) 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部が改正され、平成18年4月1日から、現在の山陰海岸自然科学館は、山陰海岸学習館として鳥取県立博物館に附置されることとなった。
- (2) (1)に伴い、鳥取県立山陰海岸自然科学館管理規則を廃止する。

2 規則の廃止期日

平成18年3月31日限りで廃止

規 則

鳥取県立山陰海岸自然科学館管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成18年 1月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第1号

鳥取県立山陰海岸自然科学館管理規則を廃止する規則

鳥取県立山陰海岸自然科学館管理規則（昭和51年鳥取県規則第49号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

告 示

鳥取県告示第15号

鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第73号）第3条の規定に基づき、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等を次のとおり定めたので、告示する。

平成18年 1月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 条 例 等 | 条 項 | 申請等及び処分通知等の内容 | 開始日 |
|------------------------|--------------|-----------------------------|----------------|
| 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号） | 第43条第1項及び第2項 | 法人等の県民税の申告（期限後申告及び修正申告を含む。） | 平成18年 1月16日 |
| | 第60条及び第61条 | 法人の事業税の申告（期限後申告及び修正申告を含む。） | ” |

鳥取県告示第16号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成18年2月28日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成18年 1月13日

鳥取県日野総合事務所長 狩 野 宏

- 1 申請のあった年月日
平成17年12月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 いんくるサポート
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

東 千春

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

日野郡日南町生山3 - 834

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、ソーシャルワークの基本理念に基づいて、広く住民に対し、福祉の向上、人権擁護に関する事業を行い、心身や環境上の障がいにかかわらず、一人一人のニーズに合わせた福祉サービスを提供することで地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第17号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 1月13日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

| 氏名（名称及び代表者の氏名） | 住所（主たる事務所の所在地） | 居宅サービス事業を行う事業所の名称 | 居宅サービス事業を行う事業所の所在地 | 居宅サービス事業の種類 | 指 定 年月日 |
|--------------------------|-------------------|-------------------------|--------------------|-------------|---------------|
| 有限会社M・サービス 代表取締役 村田照雄 | 鳥取市用瀬町別府44 - 7 | 有限会社M・サービス指定訪問 介護事務所 | 鳥取市用瀬町別府44 - 7 | 訪問介護 | 平成18年 1月1日 |

鳥取県告示第18号

介護保険法（平成9年法律第123号）第71条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされたものについて、鳥取県介護保険法施行細則（平成11年鳥取県規則第50号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 1月13日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

| 氏名（名称及び代表者の氏名） | 住所（主たる事務所の所在地） | 居宅サービス事業を行う事業所の名称 | 居宅サービス事業を行う事業所の所在地 | 居宅サービス事業の種類 | 指 定 年月日 |
|----------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|----------------|
| 医療法人社団春陽会 みなみ歯科医院 理事長 石田雅栄 | 鳥取市南吉方一丁目 108 - 2 | 医療法人社団春陽会みなみ歯科 医院 | 鳥取市南吉方一丁目 108 - 2 | 居宅療養管理 指導 | 平成17年 11月1日 |

鳥取県告示第19号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 1月13日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|--------|-------------------|-------------|
| もり薬局 | 米子市角盤町一丁目143 | 平成17年12月20日 |
| ゆのはな薬局 | 米子市皆生新田三丁目 5 - 19 | 平成17年12月27日 |

鳥取県告示第20号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、千代水土地改良区の定款の変更を平成18年1月6日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成18年 1月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第21号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年 1月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果の名称 | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|------------------|------------------------|-------------|-------------|
| 鳥 取 市 | 平成13年度から平成17年度まで | 鳥取市（河原町郷原の一部）の地籍図及び地籍簿 | 鳥取市河原町郷原の一部 | 平成18年 1月13日 |
| ” | 平成15年度から平成17年度まで | 鳥取市（用瀬町別府の一部）の地籍図及び地籍簿 | 鳥取市用瀬町別府の一部 | ” |
| 湯 梨 浜 町 | 平成15年度から平成16年度まで | 湯梨浜町（大字久見の一部）の地籍図及び地籍簿 | 湯梨浜町大字久見の一部 | ” |
| 日 野 町 | 平成14年度から平成16年度まで | 日野町（久住の一部）の地籍図及び地籍簿 | 日野町久住の一部 | ” |

鳥取県告示第22号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年 1月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町菅沢字菅沢山959の1、959の37から959の45まで、959の52、959の53、字野五郎山1123、字大釜谷山1124、字金屋谷奥1127の1、1127の2、字菅沢山奥1128の1、1128の2、1128の5、字段塚林1218、阿

毘縁字小谷山277の1・277の2・字下モ大畑谷山361の1・字上ミ大畑谷山376（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、字與三右衛門炭山377、字大谷奥山378の1、378の2、字大板谷山379、字徳善山380、字スベリイハ山381、字畑苧山382、字来尾山383、字野田384、字梨子木谷907の1、下阿毘縁字亀石塔山751（次の図に示す部分に限る。）、字大口縄原山755の1、755の3、字深塔奥山756の1、756の2、757、758、762の1、字城床山760、字片平山761・字深塔山762（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、763、福万来字野路山西59の1、59の2、字砂子田山642、字上ミ大谷山645、646、字紺屋山647、648、字弥助原山649、650、字大谷頭651、652、字西平草履653から655まで、字熊多羅山656の1、656の2、658の1、659の1から659の8まで、字野路山86の2から86の5まで、86の12（次の図に示す部分に限る。）、87

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年 1月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

鳥取県庁舎で使用する電気の供給

使用予定電力量（供給期間総計） 11,653,308キロワット時（1年当たり3,884,436キロワット時）

使用予定電力量は、平成16年度の使用実績に3を乗じて算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 供給場所

鳥取市東町一丁目220他 鳥取県庁舎

(5) 入札書の記入方法等

入札金額は、入札説明書に示す予定契約電力、使用予定電力量及び予定力率に応じた基本料金の単価及び

電力量料金の単価により算出した1年間の合計金額(単価には消費税及び地方消費税を含むものとし、合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)に3を乗じて得た額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含む単価により見積もった額を入札書に記載すること。なお、燃料の価格変動に伴う調整は、考慮しないこととする。

2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成16年鳥取県告示第998号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。
なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年1月30日(月)午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。
- (3) 平成18年1月13日(金)から同年2月23日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。
- (5) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部管財課

4 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部管財課電気係(議会棟1階)
電話 0857-26-7773
- (2) 入札説明書等の交付方法
(1)の場所で、平成18年1月13日(金)から同月27日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。
なお、(1)の場所で直接受け取ることができない者については郵送により交付するので、140円切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、(1)の場所へ請求すること。
- (3) 郵便等による入札
可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
平成18年2月23日(木)午前10時(郵便等による入札書の受領期限は、同月22日(水)午後5時必着)
鳥取県庁第二庁舎8階 営繕入札室(鳥取市東町一丁目271)

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成18年2月15日(水)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(5)で定める金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(5)で定める金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Tottori Prefectural Government Office building 11,653,308 kWh

(2) Supply period : From 1 April, 2006 through 31 March, 2009

(3) Supply place : 1 - 220 Higashi - machi, Tottori - shi, Tottori 680 - 8570 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 :00 p.m. 15 February, 2006

(5) Date and time for the submission of tenders : 10:00 a.m. 23 February, 2006

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 5 :00 p.m. 22 February, 2006

(6) Please contact : Property Management Division

General Affairs Department, Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi - machi, Tottori - shi, Tottori 680 - 8570 Japan

TEL 0857 - 26 - 7773

公募型プロポーザル方式により受注者を選定するので、次のとおり公告する。

平成18年 1月13日

1 業務の内容

- (1) 業務名 総合療育センター在宅遠隔診療システム導入業務
- (2) 実施場所 米子市上福原七丁目13-3
- (3) 業務概要

本件業務は、鳥取県立総合療育センター（以下「センター」という。）に入所している重症心身障害児等の在宅生活への移行を支援するための遠隔診療システム（以下「システム」という。）を導入するものである。

なお、選定された者は、次の業務を行うものとする（詳細は、仕様書を参照すること。）。

- ア システムに係るソフトウェアの開発（パッケージ製品（汎用製品）の使用も可とする。）並びにシステム機器の設置及びリース（契約期間満了後、当該システム機器をセンターへ無償譲渡するものとする。）
- イ システム機器に係る技術的支援
- ウ システム機器の操作に関する研修
- エ システム機器の保守管理

(4) 履行期間

- ア ソフトウェアの開発（パッケージ製品（汎用製品）を使用する場合はシステム設定）に係る履行期間
契約日から平成18年3月15日まで（ソフトウェアの開発又はパッケージ製品（汎用製品）のシステム設定のいずれの場合にも上記期限内にはシステムを完全に稼働させるものとする。）
- イ システム機器に係るリース期間
平成18年3月16日から平成20年3月31日まで

- (5) 契約金額6,658千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。（年度別内訳：平成17年度1,953千円、平成18年度2,137千円、平成19年度2,568千円）

2 参加資格

参加表明書を提出することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

なお、他者と連携しての参加も認めることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成18年1月13日（金）から同月27日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 平成18年1月13日（金）から同月27日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 平成18年1月27日（金）までに、平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、医療・理化学機器類に係るものを有していること。なお、当該入札参加区分に登録されていない者は、競争入札参加資格の申請書類を同日午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。（他者と連携して参加を表明する場合は、そのうちの少なくとも1者がこの条件を満たす者であること。この場合において、連携する他の構成員は、いずれかの区分の競争入札参加資格を有する者であること。）
- (5) 鳥取県の県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項に基づく高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可を受けている者又は同法第39条の3第1項に基づく管理医療機器の販売業及び賃貸業の届出を行っている者であり、かつ、同法第40条の2第1項に基づく医療機器の修理業の許可を受けている者であること。（他者と連携して参加を表明する場合は、そのうちの少なくとも1者がこの条件を満たす者であること。）

3 参加表明書の審査

企画提案書を提出することができる者は、鳥取県立総合療育センター在宅遠隔診療システム導入選定委員会（以下「選定委員会」という。）で、参加表明書を提出した者の中から、参加資格を審査して選定する。

4 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、学識経験者、行政関係者等で組織する鳥取県立総合療育センター在宅遠隔診療システム導入評価委員会において、次の事項等について行う。

- (1) 利用者（患者及びセンター）の視点
- (2) 緊急通報に関する考え方
- (3) システムの安全性の確保に関する対策
- (4) 将来の機器の拡張に関する考え方
- (5) データ及び画像の処理及び分析の性能
- (6) 保守管理の体制
- (7) 提案価格

5 最優秀提案者の選定

4により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定委員会が選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、総合得点順に順位付けを行う。

6 手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒683 - 0004 米子市上福原七丁目13 - 3

鳥取県立総合療育センター 事務部

電話 0859 - 38 - 2155

電子メールアドレス sogoryoikucenter@pref.tottori.jp

(2) 実施要領等の交付

実施要領、仕様書及び参加表明書（以下「実施要領等」という。）は、次により申込みをした者に対し、電子メールにより交付する。

ア 申込期限

平成18年 1月25日（水）午後 5 時

イ 申込方法

電子メールにより申し込むこと。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出期限

平成18年 1月27日（金）午後 5 時

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

実施要領等に基づき作成した参加表明書を持参又は郵便により提出すること。なお、郵便による提出は、書留郵便によることとし、平成18年 1月27日（金）午後 5 時までまでに到着したものに限り受け付ける。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出期限

平成18年 2月13日（月）午後 5 時

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

実施要領等に基づき作成した企画提案書を電子メール、持参又は郵便により提出すること。なお、郵便による申込みは、書留郵便によることとし、平成18年 2月13日（月）午後 5 時までまでに到着したものに限り

受け付ける。

(5) 質問の受付

ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、実施要領等に基づき質問書（様式自由）を作成し、電子メールを利用して提出すること。

イ 提出期限

(3)のイと同じ。

ウ 提出場所

(1)と同じ。

7 契約の交渉

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、5に基づき順位付けられた上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

8 その他

詳細は、仕様書による。

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年 1月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

| | |
|--------------------|-----------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県海洋練習船「若鳥丸」第3種中間検査 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成17年12月5日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | サンセイ株式会社下関工場 山口県下関市彦島本村町三丁目5-1 |
| 5 落札金額 | 42,315,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成17年10月25日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立境港総合技術高等学校 境港市竹内町925 |

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年 1月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

鳥取県警察本部庁舎で使用する電気の供給

使用予定電力量（供給期間総計）6,759,000キロワット時（夜間使用予定電力量69,000キロワット時を含む。）

（使用予定電力量は、平成16年12月から平成17年11月までの各月の電力量の使用実績に機器の増加等に

伴う補正等を勘案し算出した1年間の使用予定電力量に3を乗じて算出したものであり、天候等により変動することがある。)

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 供給場所

鳥取市東町一丁目271鳥取県警察本部庁舎

(5) 入札書の記入方法等

落札金額は、入札説明書に示す予定契約電力、使用予定電力量及び予定力率により算出した1年間の合計金額(割引が適用されるものは、すべて適用すること。また、合計金額には消費税及び地方消費税を含むものとし、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)に3を乗じて得た額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、燃料の価格変動に伴う調整は、考慮しないこととする。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成16年鳥取県告示第998号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年1月30日(月)午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。

(3) 平成18年1月13日(金)から同年2月22日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。

(5) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課庁舎管理係(警察本部庁舎3階)

電話 0857-23-0110(代表)

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で、平成18年1月13日(金)から同年2月3日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間に交付する。

なお、(1)の場所で直接受け取ることができない者については郵送により交付するので、200円切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、(1)の場所に請求すること。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)

により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年2月22日(水)午後1時30分(郵便等による入札書の受領期限は、同月21日(火)午後5時必着)
鳥取県警察本部庁舎入札室(鳥取市東町一丁目271)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成18年2月3日(金)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(5)で定める金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(5)で定める金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Electricity for the Tottori Prefectural Police Headquarters Office building 6,759,000 kWh

(2) Supply period

From 1 April, 2006 through 31 March, 2009

(3) Supply place

1 - 271 Higashi - machi, Tottori - shi, Tottori 680 - 8520 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation :

5 :00 p.m. 3 February, 2006

(5) Date and time for tender submission :

1 :30 p.m. 22 February, 2006

Deadline for the submission of tenders by registered mail :

5 :00 p.m. 21 February, 2006

(6) Please contact :

Property Management Division

General Affairs Department, Tottori Prefectural Police Headquarters

1 - 271 Higashi - machi, Tottori - shi, Tottori 680 - 8520 Japan

TEL 0857 - 23 - 0110 (Extension telephone 2255)

